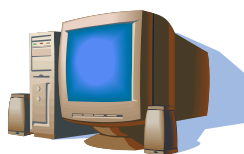


# 稲城市の新公会計制度

～財務書類作成要領と財務書類の活用について～



平成 25 年 10 月

稲城市

## 目次

1. 新公会計制度導入の必要性.....	2
(1) 必要性 .....	2
(2) これまでの稲城市の取組み .....	2
(3) 基準モデル導入の必要性 .....	2
2. 新公会計制度導入で期待される効果 .....	5
3. 財務書類の概要について .....	6
(1) 財務4表の概要.....	6
①貸借対照表.....	6
②行政コスト計算書.....	6
③純資産変動計算書.....	8
④資金収支計算書 .....	9
⑤財務書類4表構成の相互関係 .....	10
(2) 財務書類の作成単位について.....	10
4. 財務書類の作成要領.....	12
(1) 基準モデルの概要 .....	12
(2) 稲城市の開始時資産算定方針.....	13
(3) 稲城市の仕訳 .....	21
①仕訳の時期・システムの概要 .....	21
②仕訳変換ルール .....	21
③資本的支出と修繕費の判断 .....	21
④決算整理仕訳.....	22
5. 財務書類の活用.....	25
(1) 情報公開に活用.....	25
(2) 管理会計として日々の事業運営及び予算編成に活用 .....	25
①事業別コスト分析.....	25
②施設別コスト分析.....	28
(3) 長期計画等に活用 .....	30
①財務指標分析 .....	30
②施設更新必要額シミュレーション .....	32
6. 新公会計制度を活用した行政経営（総括） .....	32
資料 .....	33

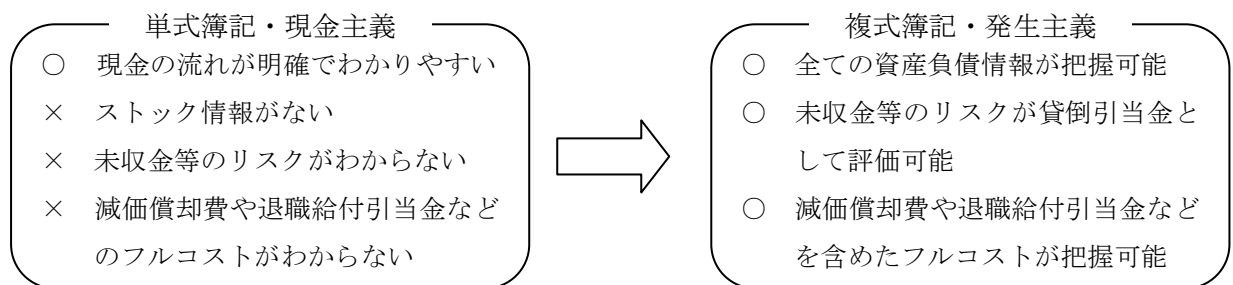
# 1. 新公会計制度導入の必要性

## (1) 必要性

現在の地方公共団体の公会計（官庁会計）は、主に現金の流れに主眼を置くことで予算の適正・確実な執行に資する「現金主義・単式簿記」で行われている。

しかし、上記の会計方式では毎年度の予算執行で社会資本整備に投資された蓄積とそのために抱えている負債といったストック情報や、建物の減価償却費や退職給付引当金など現金の支出を伴わないが行政サービス提供のために必要なコスト情報などを把握することができない。

そこで、これらを補完するため、現金だけでなく全ての資産・負債の移動、収益、費用などを記録する「発生主義・複式簿記」による企業会計的な手法を導入した財務書類を作成することで、地方公共団体の財務状態の透明性を高め、財政の効率化・適正化を推進する取組みが広まっている。



## (2) これまでの稲城市の取組み

稲城市では、自治省（現総務省）が平成12年3月に発表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」及び平成13年3月に発表した同報告書の改善点に基づいて、平成11年度分からバランスシートを、平成12年度分から行政コスト計算書を作成してきた。

その後、総務省から平成18年5月には「新地方公会計制度研究会報告書」（以下「制度研究会報告書」という。）が、平成19年10月には「新地方公会計実務研究会報告書」（以下「実務研究会報告書」という。）が公表された。稲城市においては、これらの報告書に定められた「総務省方式改訂モデル」（以下、改訂モデル）を採用し、平成19年度決算分から財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成してきた。

しかし、それまで作成してきた改訂モデルでは資産の正確な把握に限界があることから、さらに複式簿記・発生主義による財務書類の精度を高めるため、平成23年度決算分より、上記報告書に定められた「基準モデル」を採用し財務書類4表を作成することとした。

## (3) 基準モデル導入の必要性

財務書類については、大きく分けて表1のとおり3つのモデル（作成様式）があり、この中で、稲城市では平成19年度から「改訂モデル」を採用してきた。

改訂モデルは地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）のデータを使用し作成が可能のため、作成が容易ではあるが、財務書類の正確性としては表1 財務書類モデルのとおり多くのデメリットがある。

東京都方式は、入力時に複式仕訳をすることから、この点で企業会計に近い部分があるが、採用団体が少なく他団体比較が難しいこと、財務会計システムの入替コストが必要であることなど

表 1 財務書類モデルのとおりデメリットがある。

そこで、稲城市ではより財務状況を正確に反映し、説明能力の高い財務書類を作成するため、3つのモデルのそれぞれのメリット・デメリットを比較し、「基準モデル」で財務書類を作成することにした。理由としては以下の通りである。

- ・ 改訂モデルで固定資産の部分だけ台帳整備を行った場合に比較し、全ての伝票を取引ごとに仕訳し、財務書類の科目と対応しているので検証能力が高い。
- ・ 決算統計の作成を待つ改訂モデルに比べ早期の作成、公表が可能。
- ・ システム投資が必要であるが、東京都方式のように財務会計システムを全て入れ替えるのに比べ、システムの追加で済むので比較的負担が軽い。
- ・ 改訂モデルほどではないが、比較が可能な程度に基準モデルを採用している団体が多い。

表 1 財務書類モデル

モデル名	総務省方式改訂モデル	基準モデル	東京都方式
仕訳処理	必要なし	期末にシステムで一括仕訳処理	入力時に仕訳処理
システム構築	必要なし	公会計システムの追加が必要	財務会計システムの入替が必要
固定資産評価	公正価値による評価 ただし、段階的整備を容認	公正価値による評価 開始時に全ての固定資産を網羅	取得価格による評価 開始時に全ての固定資産を網羅
全国の状況 (H23年度決算 作成済・作成 中)	1,416団体	254団体	町田市
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規のシステム投資が必要ない</li> <li>・ 比較の対象となる団体が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納閉鎖から早期の財務書類公開が可能</li> <li>・ 伝票を仕訳することで、資産が必ず対応しているので説明能力が高い</li> <li>・ 伝票を期末に一括仕訳するため、個々の職員に求められるスキルが少なく済む（※稲城市の導入したシステム）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納閉鎖から早期の財務書類公開が可能</li> <li>・ 伝票を仕訳することで資産が必ず対応しているため説明能力が高い</li> <li>・ 財務書類が期中でも作成できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算統計が終わってから作成するので早期公表が難しい</li> <li>・ S43以前のデータがない</li> <li>・ 寄附を受けた資産や除却し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム投資が必要</li> <li>・ 比較対象となる団体が少ない</li> <li>・ 財務書類の作成時期が期末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多額のシステム投資が必要</li> <li>・ 導入時に全ての資産について取得価格での評価が必要であるため把握に労力と時間が</li> </ul>

	た資産等の把握ができない ・減価償却計算が科目毎に一括で行われるために正確でない	に限られる	必要 ・比較対象がない ・伝票入力時に個々の職員に 仕訳能力が求められる
--	---	-------	---

稲城市では、同じ稲城市内にある多摩川衛生組合と財務会計システムを共用するため、多摩川衛生組合と共同して基準モデルへ移行することとした。そして、基準モデルでの平成23年度財務書類作成に向け、庁内の関係課及び多摩川衛生組合事務局と合同で「稲城市・多摩川衛生組合公会計制度改革検討会」（以下、検討会）を設置し、主に固定資産の評価方法、仕訳ルールを検討し、「4.（2）稲城市の資産算定方針」及び「4.（3）稲城市の仕訳ルール」を策定し、これに基づき平成23年度財務書類を作成した。

## 2. 新公会計制度導入で期待される効果

### (1) 財務書類の迅速な作成

従前の改訂モデルでは基礎となるデータを地方財政状況調査（決算統計）から得ているため、5月末の出納整理期間終了後、地方財政状況調査の作成を開始し、調査結果が出る8月末以降に財務書類の作成作業を開始していた。

今回基準モデルを導入したことで、出納整理期間後すぐに財務書類作成の作業に取り掛かることができるようになるため、単体の財務書類については従来よりも迅速に作成することができるようになった。

なお、連結財務書類のうち、一部事務組合及び広域連合の一部については従前どおり改訂モデルで作成した財務書類を連結しているため、各団体の地方財政状況調査の結果後に財務書類を作成することとなるが、一部事務組合及び広域連合の地方財政状況調査結果は一般的に普通地方公共団体の結果よりも早く出るため、連結財務書類作成についても多少の前倒しは可能となる。

### (2) 資産の正確な把握

従前の改訂モデルでは、資産について地方財政状況調査の普通建設事業費の積上げを有形固定資産として捉え、減価償却を行ってきた。この方式は既存のデータから容易に作成でき、新たなシステム投資が必要ないなど財務書類の作成に関する負担が軽減される反面、以下の問題がある。

- ・ 地方財政状況調査のデータは昭和44年度以降からしかないため、それ以前に取得した資産は計上されていない。
- ・ 寄附を受けた土地、除却した物品など金銭の移動を伴わない資産の移動については把握しきれない。
- ・ 減価償却が品目毎ではなく、資産項目毎に計算されるため正確性に欠ける。

（例：小学校は耐用年数50年であり、小学校費で購入した建物、車両、備品全てその耐用年数で減価償却計算をしている）

今回基準モデルの導入にあたり、基準モデルでは固定資産台帳の整備が必須であることから、固定資産台帳を整備した。固定資産台帳を整備したことで、固定資産の現時点での再調達価額等を用いた公正価値を用いて、現存する資産だけを一つ一つ資産台帳に掲載して評価したため、固定資産の価額、減価償却計算などが正確な資産把握が可能となっている。また、これにより今後重要となってくる資産の更新に関して必要な費用の把握、施設に係る費用の把握をすることが可能となった。

### (3) 行政経営への活用

迅速な財務書類を分析することにより、予算編成時の資料として分析結果を活かすことができるようになる。

また、事業別、施設別のコストを把握することで日々の行政運営を効率化するための資料として活用することが可能になるほか、財務諸表を分析することで長期の行政運営の資料として活用することも可能になる。

### 3. 財務書類の概要について

稲城市の財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書とする。

#### (1) 財務4表の概要

##### ①貸借対照表

貸借対照表（BS：Balance Sheet）は、年度末において稲城市にどれくらいの資産や債務があるかを示すものである。左側に「資産の部」として資金を支出することにより形成された資産の内容を表示し、右側には「負債の部」及び「純資産の部」として資金の調達内容つまり財源の内訳を表示し、資産＝負債＋純資産となっている。

<p><b>A 資産</b>            （所有財産や権利で、将来世代が享受するであろう便益）</p> <p>1. 金融資産</p> <p>    a. 資金                  現金及び3ヶ月以内の預金等</p> <p>    b. 債権                  お金の支払などの特定の請求をできる権利</p> <p>    c. 投資等                  出資金、積立金など長期に保有するもの</p> <p>2. 非金融資産</p> <p>    a. 事業用資産                  庁舎・学校・公民館など売却可能な資産</p> <p>    b. インフラ資産                  道路・公園・下水道など売却できないとされた資産</p> <p>3. 繰延資産                  支出した金額の効果が将来に発生するもの</p>	<p><b>B 負債</b>            （将来世代が負うことになる借金などの負担）</p> <p>1. 流動負債</p> <p>    a. 公債（短期）                  発行した公債のうち、翌年度償還を予定している金額</p> <p>    b. 賞与引当金                  翌年に支払う賞与に備えて、見積計上した金額</p> <p>    c. 未払金等                  1年以内に支払や返済を予定している債務</p> <p>2. 非流動負債</p> <p>    a. 公債                  発行した公債のうち、償還期限が1年を超える金額</p> <p>    b. 退職給付引当金                  年度末に全職員が退職した場合に支払うべき金額</p> <p>    c. 借入金                  金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年を超えるもの</p> <p>    c. その他                  1年を超えて支払や返済を予定している債務</p>
	<p><b>C 純資産【A－B】</b>            （現在までの世代が負担した金額で、返済の必要がない正味の資産）</p>
資産合計	負債・純資産合計

##### ②行政コスト計算書

行政コスト計算書（PL：Profit and Loss Statement）は、企業会計の「損益計算書」に相当

するものであり、地方公共団体の行政サービスに伴う「費用」と、サービス利用者が直接負担する使用料・手数料などの「収益」を示すものである。

すなわち、経常的なコストの水準とそれを受益者負担でどれほど賄っているかを把握することができる。

企業の活動は利益の追求であり、「収益－費用＝利益」の式で表される。収益を大きくし、費用を削減することが、利益の拡大につながるものであるが、地方公共団体は利益の追求を目的としてはいないので、損益計算書のように「当期利益」を算定しているわけではない。

地方公共団体の行政活動は、将来世代が利用できる資産形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスも大きな比重を占めており、これを明らかにするため行政コスト計算書を作成する。

なお、基準モデルでは、税金は収益ではなく純資産の増加とみなすので行政コスト計算書には計上しない。また、事業用資産の償却は減価償却費としてPLに計上するが、インフラ資産の減耗は純資産の減少とみなすので行政コスト計算書には表れない。

<p>A 経常費用（総行政コスト）</p> <p>経常業務費用</p> <p>a. 人件費</p> <p>職員の給与・議員歳費・退職手当など</p> <p>b. 物件費</p> <p>物品購入・光熱水費・施設などの修繕費・減価償却費など</p> <p>c. 経費</p> <p>旅費、委託料、報償費、交際費、広告費、手数料、保険料など</p> <p>d. 業務関連費用</p> <p>利息、資産売却損など</p> <p>移転支出</p> <p>a. 補助金等移転支出</p> <p>負担金、補助金及び交付金など</p> <p>b. 社会保障関係費等移転支出</p> <p>児童手当や生活保護などの社会保障給与など</p> <p>c. その他の移転支出</p> <p>補償、補填及び補償金、寄付金、公課費など</p>
<p>B 経常収益</p> <p>a. 業務収益</p> <p>行政サービスの利用で住民の皆さんが直接負担する施設使用料・手数料・保険料など</p> <p>b. 業務関連収益</p> <p>利子・配当金等保有資産から発生する収益など</p>
<p>C 純経常費用（純行政コスト）【A－B】</p> <p>総行政コストから経常収益を差し引いた純粋な行政コスト</p>



### ③純資産変動計算書

純資産変動計算書（NW：Net Worth）は、企業会計の「株主資本変動計算書」に相当するもので、地方公共団体の純資産、つまり資産から債務を差し引いた残りが、期首から期末へ、どのように増減したかを明らかにするものである。

総額としての純資産の変動に加え、それがどういった財源や要因で増減したのかについての情報も示され、受益者負担で賄えなかった行政コストがどのような財源で賄われているのかがわかるものである。

民間企業の場合は、「当期利益」が出ていれば、投下される資本に対して一定以上の収益が期待できるので、企業の価値が生まれ、事業が持続可能であることとなるが、地方公共団体では、「当期利益に当たるもの」がプラスであることは、負担を後の世代に先送りしておらず、世代間の公平に抵触しないことを表わす。

なお、基準モデルでは税金を純資産の増加とみなし、インフラ資産の直接資本減耗は純資産の減少とみなすので純資産変動計算書に計上する。

A 当期純資産変動額【I + II + III】
I. 財源変動の部（b - a）
a. 財源の使途
純行政コストへの財源措置、固定資産形成への財源措置など
b. 財源の調達
税金、社会保険料、国及び県からの補助金など
II. 資産形成充当財源の部【b - a】
a. 固定資産の変動
固定資産の減価償却等による減少、固定資産の増加、など
b. 長期金融資産の変動
長期金融資産の減少、長期金融資産の増加など
III. その他の純資産変動の部【a + b】
a. 開始時未分析残高
b. その他純資産の変動
B 期首純資産残高
C 期末純資産残高【A + B】

#### ④資金収支計算書

資金収支計算書（CF：Cash Flow Statement）は、現金の流れを示すもので、その収支を性質に応じて、「経常的収支」、「公共施設整備収支」、「財務的収支」に区分して表示することで、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされているかを示している。

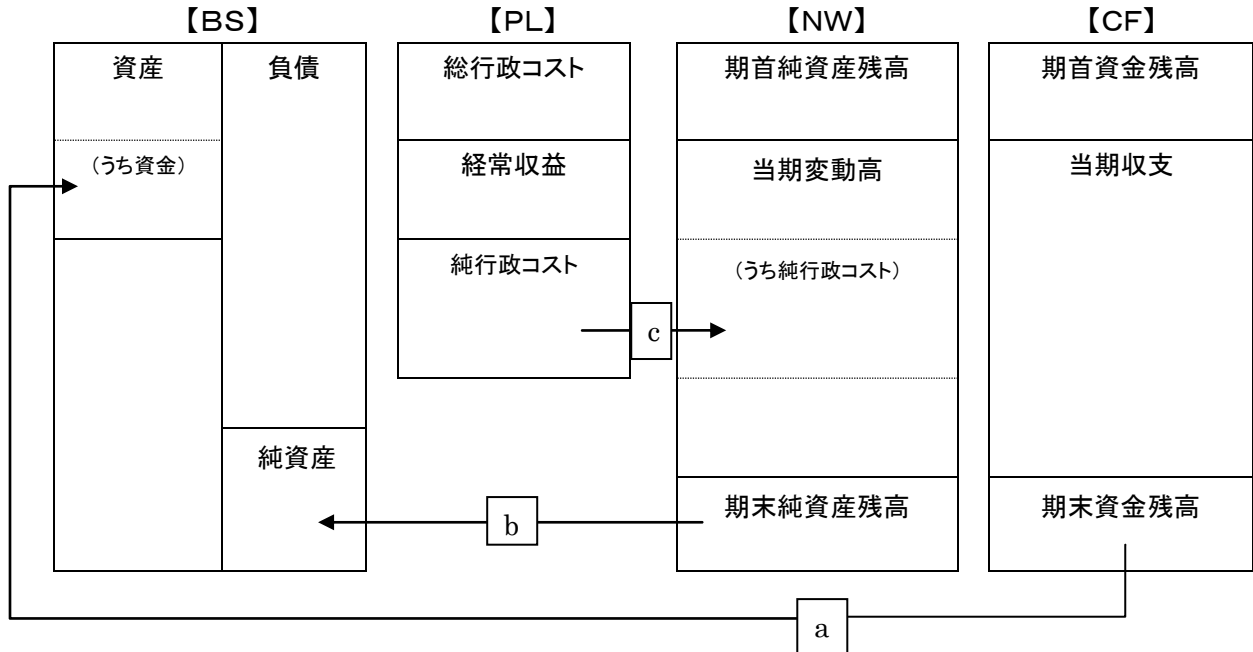
A 当期資金収支額（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）
Ⅰ. 経常的収支（b－a）
1. 経常的支出
a. 人件費支出
議員歳費、職員給料、退職金などの支出
b. 経費支出
業務費、委託費などの支出
2. 経常的収入
a. 租税収入
市民税、固定資産税などの収入
b. 経常業務収益収入
使用料、財産売払収入などの収入
Ⅱ. 公共施設整備収支（資本的収支）（b－a）
1. 資本的支出
a. 固定資産形成支出
固定資産の購入に伴う支出など
b. 長期金融資産形成支出
基金の積立、有価証券の購入に伴う支出など
2. 資本的収入
a. 長期金融資産償還収入等
基金の取崩、有価証券の売却による収入など
Ⅲ. 財務的収支（b－a）
1. 財務的支出
a. 公債費（元本分）支出
公債の元金償還による支出
2. 財務的収入
a. 公債発行収入
公債の発行による収入
B 期首資金残高
C 期末資金残高（A＋B）

⑤財務書類 4 表構成の相互関係

財務書類 4 表の相互関係は、図 1 財務書類 4 表の相互関係のとおりとなる。

- a. BS の資金の金額は CF の期末残高と一致
- b. BS の純資産の額は NW の期末残高と対応
- c. PL の純経常費用（純行政コスト）の金額は NW の純行政コストへの財源措置に対応

図 1 財務書類 4 表の相互関係



(2) 財務書類の作成単位について

①会計別

稲城市の財務書類は会計別を作成単位とする。該当する会計は表 2 のとおり。

併せて、一般会計及び土地区画整理事業を連結した普通会計財務書類、普通会計と地方公営企業会計基準に基づく病院事業会計も含む全ての公営事業会計を連結した単体財務書類を作成する。

表 2 稲城市の会計

連結区分	区分	対象会計・法人名等	会計基準
普通	普通会計	一般会計	新地方公会計制度 (基準モデル)
		土地区画整理事業特別会計	
単体	公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	地方公営企業会計基準
		介護保険特別会計	
		後期高齢者医療特別会計	
	公営企業会計	下水道事業特別会計	
		病院事業会計	

## ②連結財務書類

連結財務書類の連結対象法人については、稲城市の関与及び財政支援の下で、稲城市の事務事業と密接な関連を有する業務を行っている一部事務組合・広域連合、地方三公社及び第三セクターとする。具体的には表3の法人とする。

表 3 連結対象法人

区分	対象会計・法人名等	会計基準等
一部事務組合・広域連合	東京都三市収益事業組合 多摩川衛生組合 稲城・府中墓苑組合（平成24年度より） 東京たま広域資源循環組合 南多摩斎場組合 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 東京都市町村職員退職手当組合 東京都市町村総合事務組合 東京都後期高齢者医療広域連合	総務省方式改訂モデル 基準モデル 基準モデル 総務省方式改訂モデル 総務省方式改訂モデル 総務省方式改訂モデル 総務省方式改訂モデル 総務省方式改訂モデル 総務省方式改訂モデル
地方三公社	稲城市土地開発公社	土地開発公社経理基準
第三セクター等	社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 公益財団法人 いなぎグリーンウェル ネス財団	社会福祉法人会計基準 公益法人会計基準

決算日は3月31日とする（出納整理期間がある会計・団体については、出納整理期間の取引を年度内取引として考慮する。）。



## 4. 財務書類の作成要領

### (1) 基準モデルの概要

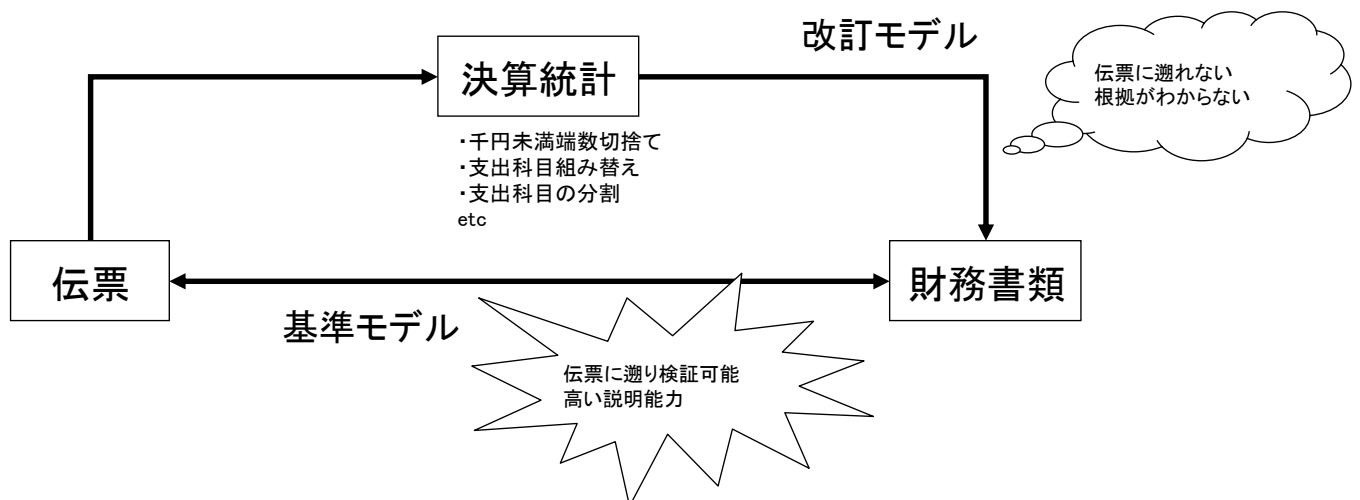
稲城市は基準モデルで財務書類を作成する。

基準モデルは制度研究会報告書で提案された財務書類作成モデルであり、以下の特徴を有する。

- ・ 会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、全てのフロー情報及びストック情報を網羅的かつ誘導的に記録・表示できる。

これにより、基準モデルは財務書類からいつでも伝票に遡り検証、説明が可能である。

一方、改訂モデルでは地方財政状況調査（決算統計）のデータを使用するが、伝票の集計である歳出科目単位で、千円単位で端数処理を行い、歳出科目を複数の目的、性質に分割、統合するなどの統計処理を行った上で財務書類に反映するため遡って伝票と突き合わせて検証することが不可能である。



- ・ 開始時に全ての固定資産を網羅した固定資産台帳を整備し、その評価基準として公正価値評価を採用することにより、現役世代と将来世代との間の資源配分を示す財務状態及びその変動を合理的に記録・表示できる。
- ・ 民間企業会計の考え方と会計実務を基に、地方公共団体の特徴を反映したモデルとなっており、民間企業会計実務に対する知識があると内容を容易に理解できる。

なお、会計上の特徴は以下のとおりである。

#### ① 公正価値評価

民間企業会計において固定資産については原則取得原価を採用している。一方、基準モデルでは時価に近い公正価値評価を行っている。民間企業経営においては、超長期の事業計画に基づき、資産を保有しマネジメントを行うことは多くはないが、地方公共団体においては超長期に資金、資産のマネジメントを行うことが普通であり、取得原価のみではインフレ等の影響が大きく、財務状態を正確に把握できないことから再調達価格などで再評価を行う必要がある。なお、改訂モデルは実質的に取得原価となっている。

#### ② インフラ資産の直接資本減耗

道路や河川といった資産については、資産形成のための資本的支出がなされた後、将

来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれない資産である。すなわち、公共が整備すべき文字通りインフラであり、サービス提供能力はあるが金銭取引が発生しないことから、減価償却も費用化せずに、つまり減価償却費として行政コスト計算書に計上せずに当期の相当額を純資産から直接資本減耗として差し引く。なお、改訂モデルは事業用かインフラの区分がなく、全て減価償却費として費用化している。

### ③ 税収の捉え方

税収については、行政サービスの原資となっているものの、サービスの対価として支払っているものではない（サービスを多く受ける人が多く払うわけではない）ことから収益と認識せず、住民の出資と捉え純資産変動計算書に増加項目として計上する。同様に国庫や都の補助金、各種個人法人からの分担金や負担金についても純資産変動計算書に計上している。

## （２）稲城市の開始時資産算定方針

基準モデルで財務書類を作成するにあたっては、総務省方式改訂モデルのように資産を過去の決算額（決算統計の普通建設事業の額）を積み上げるのではなく、すべての資産について棚卸的に残高を把握する必要があることから、まずは固定資産台帳の作成が必要となるが、これには①従前の公有財産台帳等で把握していた資産データとそれ以外の資産のデータを集約する作業と②資産を評価する作業の２つの作業が必要となった。

これにあたっては、平成２４年４月に稲城市・多摩川衛生組合公会計制度改革検討会（※）を設立して対象資産と評価方針を合せて「表 ６ 稲城市の開始時資産算定方針」を定めた。

※稲城市と多摩川衛生組合では同じ財務会計システムを利用していることから共同で基準モデル財務書類の作成作業を進めることとした。また、同じ理由から平成２５年度からは稲城・府中墓苑組合も加えた稲城市・多摩川衛生組合・稲城・府中墓苑組合公会計制度改革検討会（以下「庁内検討会」という。）を設立して作業を進めた。

### ①公会計で必要な固定資産台帳と従前の公有財産台帳との違い

固定資産台帳と従前の公有財産台帳の違いは「表 ４ 固定資産台帳と公有財産台帳の違い」のとおりであり、掲載対象資産と把握データに違いがある。

また、公有財産台帳に掲載されていない資産については「表 ５ 公有財産台帳の掲載対象ではない資産の台帳」のとおりであったので、これらを集約する作業を行い、例えば、道路のデータは従前の公有財産台帳には掲載されていないものであるが、道路台帳として道路管理部署が把握していたデータと集約することで固定資産台帳を作成した。

なお、道路台帳等の個別の資産台帳は、日々の管理のために必要なものであり、今後も財務情報を管理する固定資産台帳と併存させる。

表 4 固定資産台帳と公有財産台帳の違い

区分	公会計) 固定資産台帳	従来) 公有財産台帳
掲載対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地</li> <li>・ 建物</li> <li>・ 工作物</li> <li>・ <u>インフラ資産</u></li> <li>(<u>道路、橋梁、河川、水路、公園</u></li> <li><u>等</u>)</li> <li>・ <u>物品</u></li> <li>・ <u>その他資産 (リース資産等)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地</li> <li>・ 建物</li> <li>・ 工作物</li> </ul>
把握データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称</li> <li>・ 所在地</li> <li>・ 面積</li> <li>・ 構造</li> <li>・ 用途</li> <li>・ 地目</li> <li>・ 取得日</li> <li>・ <u>耐用年数</u></li> <li>・ <u>評価額 (公正価値評価)</u></li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称</li> <li>・ 所在地</li> <li>・ 面積</li> <li>・ 構造</li> <li>・ 用途</li> <li>・ 地目</li> <li>・ 取得日</li> <li>・ <u>取得額</u></li> <li>等</li> </ul>

表 5 公有財産台帳の掲載対象ではない資産の台帳

台帳名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路台帳 (取得価額なし)</li> <li>・ 河川台帳 (取得価額なし)</li> <li>・ 水路台帳 (取得価額なし)</li> <li>・ 都市公園管理台帳 (取得価額なし)</li> <li>・ 備品台帳</li> </ul> その他、各種一覧。

②公正価値の原則に基づく資産額の評価

対象資産を把握した後に、従前の公有財産台帳で把握していなかった資産の評価額を把握する作業が必要となる。

開始時の資産評価にあたっては、『新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引』（以下「実務手引」という。）で示された基準モデルの評価に基づいて、庁内検討会で稲城市に適した「表 6 稲城市の開始時資産算定方針」を決定し平成 23 年度期首の資産の評価を進めた。

また、事業用資産の土地については基準モデルに従い、原則 3 年毎に再評価をする（5%以上の時価変動が明らかな場合にも再評価する）。

基準モデルを採用する稲城市の資産評価は、取得原価主義を柱とする企業会計とは異なり、公正価値評価を採用する。なお、公正価値評価については総務省では以下のとおり説明している。

ア. 公正価値を求める方法

・資産取得の場合

一市場取引を通じて当該資産を取得した場合はその取得原価による方法

一適正な対価を支払わずに当該資産を取得した場合には適正と考えられる公正価値評価による方法

・資産の再評価の場合

一再評価時における将来の経済的便益の割引現在価値による評価

一市場における実現可能価値による評価

一再調達原価による方法

一取得原価による方法

イ. 公正価値評価を採用する理由

・将来の行政サービスの提供能力を有するものを資産ととらえることから、再調達価額を基本とする公正価値評価を原則とした方が、数十年前に取得した価額で計上するよりも将来に向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できる。

・仮に資産が消失した場合に同様の行政サービスを提供するためには同様の資産を再調達する必要がある。



表 6 稲城市の開始時資産算定方針

区分	資産	資産種類	資産算定方針	稲城市の方針の選 定理由
A	土地	事業用	<p>市平均地目別平均単価×地積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均単価は税の概要調書の数値を用いる。この際に地目は、基本的に総務省の例示している地目で行う。※「表 7 土地の評価」の地目毎の価格を用いて評価する。</li> <li>登記されていない【法定外公共物】は計上しない。</li> <li>登記地目で評価するが、学校用地については登記地目に関わらず、学校用地として扱う。(直近の評価額がある土地について)</li> <li>不動産鑑定等公有地評価額を用いる。</li> </ul>	<p>現有の公有財産台帳に現況地目のみしかデータがない。また、税の概要調書にも地目毎の土地単価データしか用意していない。</p> <p>よって、この方法をとる。</p>
	土地 (インフラ底地)	インフラ	//	//
B	建物	事業用	<p>(共済保険の対象となっているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険評価額 (市有物件災害共済保険) により評価。 ※共済保険資料の「再調達価額」又は「共済基準額」欄記載の価額にて評価。</li> </ul> <p>(共済保険評価対象外となっているもののうち、取得価額が判明しているケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取得価額×デフレーター減価償却累計額にて算定・評価 ※取得価額には設計費・監理費も含める。</li> </ul> <p>(共済保険評価対象外となっているもののうち、取得価額が判明していないケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造別・用途別㎡単価 (実務研究会報告書別表 B9) ×延床面積－減価償却累計額にて算定・評価</li> </ul>	<p>建物共済の再調達価額を利用。</p> <p>共済に加入していない細かい物件は取得価額に物価変動等を考慮して評価。</p> <p>(ともに実務手引で提示している方式)</p>
C	工作物 (防火水槽、消火栓、プール、高温水導管等)	事業用	同上	同上

区分	資産	資産種類	資産算定方針	稲城市の方針の選 定理由
D	建物増築・設備工事他	事業用	耐震補強を含む改修工事費×デフレーター減価償却 累計額	過去の工事データ について工事が資 産相当かどうか不 明なものが多いた め、耐震補強を含 む改修工事のみピ ックアップして評 価。 今後の工事は把握 していく。
E	備品		取得価額 50 万円以上のものについて 取得価額－減価償却累計額にて算定・評価  備品の耐用年数については、基準モデル財務書類 作成要領別表 B4「主な物品・機械装置の耐用年数」・ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」から判 断する。 償却計算については、取得年度の翌年から償却を 開始し、備忘価額 1 円（残存価額なし）、定額法（年 割）で実施する。	（実務手引で提示 している方式）
F	電話加入権	事業用	加入権数×備忘価額 1 円にて算定・評価。	（実務手引で提示 している方式）
G	公園	インフラ	（公団から移管された公園のうち取得価額がわかる もの） ・取得価額×デフレーター減価償却累計額にて算 定・評価。 （公団から移管された公園及び緑地公園のうち取得 価額が不明なもので、一定（30,000 m <sup>2</sup> ）以上の広さ のもの） ・公団から移管された公園の単価を用いて算定・評 価。 （上記以外） ・近年造られた公園の工事費（附属物を含む部分） から平成 22 年度末時点の m <sup>2</sup> 単価を算出し、 m <sup>2</sup> あた り直近平均工事単価×面積－減価償却累計額にて 算定・評価。	（実務手引の提示 している方式の組 み合わせ）

区分	資産	資産種類	資産算定方針	稲城市の方針の選 定理由																
H	道路	インフラ	<p>・道路台帳をベースに（市全域の）直近道路工事分 から幅員毎に平均的な工事単価を算出し、路線毎幅 員毎に、平成 22 年度末の直近平均工事単価×路線延 長－減価償却累計額 にて算定・評価。</p> <p>※工事単価には附属物を含む。</p> <p>※幅員は道路台帳に倣い次の 7 区分とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>幅員区分</th> <th>工事単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9. 0 m以上</td> <td>280, 497円</td> </tr> <tr> <td>6. 5 m以上9. 0 m未満</td> <td>161, 102円</td> </tr> <tr> <td>5. 5 m以上6. 5 m未満</td> <td>109, 111円</td> </tr> <tr> <td>4. 0 m以上5. 5 m未満</td> <td>79, 270円</td> </tr> <tr> <td>3. 5 m以上4. 0 m未満</td> <td>56, 957円</td> </tr> <tr> <td>2. 5 m以上3. 5 m未満</td> <td>31, 232円</td> </tr> <tr> <td>0. 0 m以上2. 5 m未満</td> <td>1, 901円</td> </tr> </tbody> </table>	幅員区分	工事単価	9. 0 m以上	280, 497円	6. 5 m以上9. 0 m未満	161, 102円	5. 5 m以上6. 5 m未満	109, 111円	4. 0 m以上5. 5 m未満	79, 270円	3. 5 m以上4. 0 m未満	56, 957円	2. 5 m以上3. 5 m未満	31, 232円	0. 0 m以上2. 5 m未満	1, 901円	<p>路線毎、幅員毎に 延長を出して、幅 員毎の直近工事単 価で評価する。（路 線毎の整備費は把 握してないため。）</p> <p>（実務手引が提示 している方式の一 つ）</p>
幅員区分	工事単価																			
9. 0 m以上	280, 497円																			
6. 5 m以上9. 0 m未満	161, 102円																			
5. 5 m以上6. 5 m未満	109, 111円																			
4. 0 m以上5. 5 m未満	79, 270円																			
3. 5 m以上4. 0 m未満	56, 957円																			
2. 5 m以上3. 5 m未満	31, 232円																			
0. 0 m以上2. 5 m未満	1, 901円																			
I	橋梁	インフラ	<p>（工事費が判明しているもの）</p> <p>・橋梁毎に、総事業費 × デフレータ － 減価償却 累計額 にて算定・評価</p> <p>（その他の工事費が不明な橋梁）</p> <p>・橋梁工事に関する各種資料から平均工事単価を算 出し、橋梁毎に、平均工事単価×デフレータ×橋梁 面積－減価償却累計額 にて算定・評価。</p>	<p>（実務手引が提示 している方式の組 み合わせ）</p>																
J	河川	インフラ	<p>・河川を区別せずに平成 22 年度末時点の平均的な工 事単価を算出し、河川毎に、直近平均工事単価×河 川総延長－減価償却累計額 にて算定・評価。</p>	<p>河川ごとの総事業 費は不明なので直 近単価を用いる。</p> <p>（実務手引が提示 している方式の一 つ）</p>																
K	水路	インフラ	<p>・水路を区別せずに平成 22 年度末時点の平均的な工 事単価を算出し、1 水路幹線毎に、直近平均工事単 価×水路整備延長－減価償却累計額 にて算定・評 価。</p>	<p>水路ごとの工事費 は不明なので直近 単価を用いる。</p> <p>（実務手引が提示 している方式の一 つ）</p>																

区分	資産	資産種類	資産算定方針	稲城市の方針の選 定理由
L	下水道	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書から年度毎の事業費を調査し、1年度を1資産とし 総事業費×デフレータ－減価償却累計額にて算定・評価。 (事業費が不明なもの(移管分))</li> <li>・平均工事単価×デフレータ×管渠延長－減価償却累計額にて算定・評価。</li> </ul>	管ごとの工事費は不明なので年度毎の整備費を用いる(他市で多い方式)
M	リース契約	事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース料総額－減価償却累計額にて算定・評価。</li> <li>※リース料総額が300万円以下のリース取引およびリース期間が1年以内のリース取引(再リース含む)については評価対象外とする。</li> <li>※リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額0、定額法にて償却計算後、残存価額が平成22年度末時点(2011/3/31)において50万円未満となるリース取引については対象外とする。</li> </ul>	(実務手引の提示している方式)
N	PFI契約	事業用	・リース資産と同様に扱う。	//
O	商標権	事業用	・取得に50万円以上要したものを対象とし、取得価額－減価償却累計額にて算定・評価。	(実務手引の提示する方式)
P	区画整理事業	事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間中は区画整理事業特別会計の建設仮勘定に計上し、事業終了時に各資産として計上。</li> <li>ただし資本的支出として計上するのは、後々市の資産となる公共施設部分にかかる工事費と、道路部分の補償費のみ。</li> </ul>	他市の例を参考にした。
Q	建設仮勘定(建設中の建物等、完成前の固定資産への支出を仮に計上しておく科目)		設計費・工事費・監理費を計上。	実務手引の提示する方法

※多摩川衛生組合、稲城・府中墓苑組合(平成24年度設立)も基本的には同様の方針で進める。

※デフレータについて:デフレータとは価格変動を取り除くための価格指数であり、基準モデル作成にあたっては、公正価値評価のために実務研究会報告書の資料として各種のデフレータが指定されており、建物については「(社)全国市有物件災害共済会の年度別建築費指数表」、インフラについては「国土交通省 建設工事費デフレータ」を用いる。

(デフレータによる計算例)

建物の公正価値＝再調達価額＝建設時点の価額×(現在(評価時点)の指数/建設時点の指数)

インフラの公正価値＝再調達価額＝建設時点の価額×(建設時点の指数/現在(評価時点)の指数)

表 7 土地の評価

実務研究会報告書の例		稲城市の方針
土地台帳の地目	固定資産税地目	評価に用いる概要調書の地価
田	宅地	宅地計の平均価格
畑	宅地	宅地計の平均価格
宅地	宅地	宅地計の平均価格
塩田	塩田	塩田の平均価格
池沼	池沼	池沼の平均価格
山林	山林	山林の平均価格（一般と介在の加重平均を使う）
原野	原野	原野の平均価格
ゴルフ場等	雑種地	雑種地計の平均価格
公園	雑種地	雑種地計の平均価格
鉄軌道用地	雑種地	雑種地計の平均価格
雑種地	雑種地	雑種地計の平均価格
公衆用道路	市平均	市平均価格
溜池	池沼	池沼の平均価格
その他	雑種地	雑種地計の平均価格
保安林	山林	山林の平均価格（一般と介在の加重平均を使う）
河川敷	雑種地	雑種地計の平均価格
海没地	雑種地	雑種地計の平均価格
学校用地	宅地	宅地計の平均価格
墓地	雑種地	雑種地計の平均価格
境内地	雑種地	雑種地計の平均価格
堤	市平均	市平均価格
用悪水路	市平均	市平均価格
井溝	市平均	市平均価格
水道用地	雑種地	雑種地計の平均価格
砂置場	雑種地	雑種地計の平均価格
貯水池	池沼	池沼の平均価格
緑地	雑種地	雑種地計の平均価格

※例) 土地台帳の地目が田である場合、概要調書の宅地計の欄の平均価格（円/m<sup>2</sup>）で評価する。

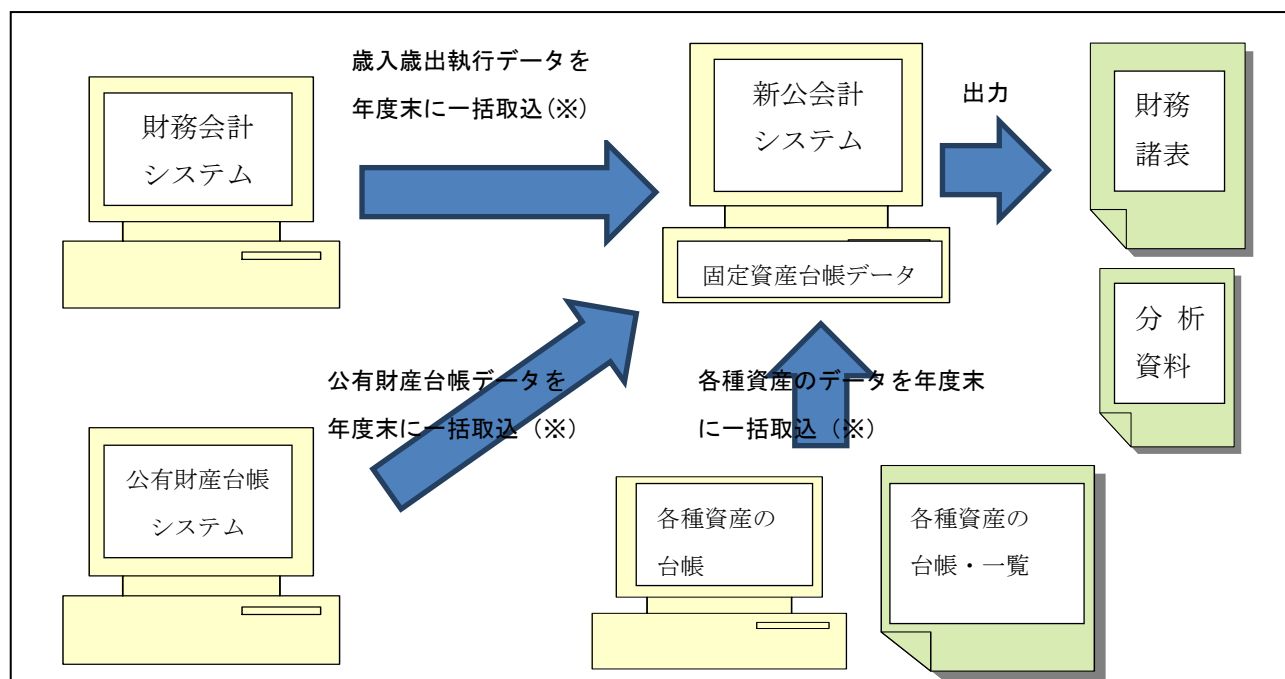
### (3) 稲城市の仕訳

仕訳とは複式簿記において発生した取引を貸借の勘定科目に分類することであるが、稲城市では以下のような流れやルールで仕訳を行うこととする。いずれも基準モデルに沿ったものである。

#### ①仕訳の時期・システムの概要

企業会計や東京都の新公会計では日々の仕訳を行うが、稲城市ではシステム導入のコスト等を考慮して、年度末（※ただし、出納整理期間は前年度分として反映させるため、出納整理期間終了後）に財務会計システムの歳入歳出データから一括仕訳を行うシステムとした。

図 2 システム連携図



※開始時は開始固定資産台帳を各種台帳のデータから取り込むが、開始時以外は、執行伝票データから資本的支出のデータを抽出して、それぞれの台帳システムのデータと固定資産台帳に資産取得、資産除却を反映させる。

※開始時以外の資産計上対象となる資産の最低額、計上範囲及び計上単位は、開始時資産算定方針に従う。計上金額は執行額（＝取得額、売却額等）を用いる。

#### ②仕訳変換ルール

「実務研究会報告書」等に基づき、歳入歳出執行データについて次のようなルール（「表 13 歳入仕訳変換ルール」、「表 14 歳出仕訳変換ルール」）に基づいて年度末に新公会計システムで一括仕訳を行う。

#### ③資本的支出と修繕費の判断

複式簿記では、資本的支出と経費を分けて考える。建物に関する支出を例にすると、資本的

支出と修繕費（経費）の判断については法人税法基本通達第7章第8節「資本的支出と修繕費」に規定されており、一般的に企業会計（税務会計）における資産か費用かの実質的な判断基準となっている。公会計でも当該判断については企業会計の考え方を踏襲している。

例えば、固定資産の新規取得、工事費・設計費・監理費は当然資本的支出とするが、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額も資本的支出となる。

仕訳変換ルールに従い変換した執行伝票のうち、委託費・工事請負費・公有財産購入費・備品購入費について、資本的支出の額とそれ以外の経費の額を明確にし、また資本的支出の額が固定資産台帳上のどの資産に対してのものなのかを紐づけする作業（マッチング作業）を行う。これにより、執行データと資産データの整合性が保たれる。

#### ④決算整理仕訳

上記の作業の終了後に次のa～eの作業を行い、財務書類を完成させる。これらの仕訳の詳細については、実務研究会報告書に従う。

##### a.減価償却と直接資本減耗

減価償却とは長期にわたって使用する固定資産について、その耐用期間中にわたり費用計上する手続きである。参考：（図3 10億円（耐用年数50年）の建物を取得した場合の例）

- ・建物・備品・設備の耐用年数は、財務省令あるいは実務研究会報告書等を参考に設定する。（例：「表15 基本耐用年数表（実務研究会報告書等より抜粋）」、「表16 建物の耐用年数（実務研究会報告書より）」）
- ・基準モデルの減価償却には、「取得価額／耐用年数」を毎年償却する定額法を用い、取得年度の翌年度から償却を開始し、耐用年数を経過したものは備忘価額として1円（無体財産権は0）を計上する。
- ・土地や美術品については時間の経過により価値が減少しないので減価償却を行わず、建設仮勘定も減価償却を行わない
- ・建物等、インフラ資産とも本体と附属設備に区分して減価償却を行うことが原則だが、区分が困難な場合には、本体の耐用年数に基づき、一体で減価償却を行う。
- ・基準モデルでは、インフラ資産については、その減価に対して収益の発生が予定されていないので、減価償却相当額を費用として認識せずに直接資本減耗を行う。

図 3 10 億円（耐用年数 50 年）の建物を取得した場合の例

年度	初年度	2 年目年	3 年目	.....	51 年目
資産 (期末簿価)	建物 10 億円	建物 9 億 8 千万円	建物 9 億 6 千万円	.....	建物 1 円
費用 (減価償却費)	0 円	2 千万円	2 千万円	.....	1999 万 9999 円
現金の流れ	-10 億円	0 円	0 円	.....	0 円

b.引当金計上

退職給付引当金及び賞与引当金を計上する。

- ・退職給付引当金は退職手当のうちすでに労働提供が行われている部分について期末要支給額方式で算定したものを計上する。算定方法は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」の将来負担比率の算定における「退職手当支給予定額に係る負担見込額」の算出方法を採用し、下記の合算額とする。

◎基本額に係るもの 職員数×勤続年数ごとの平均俸給月額×退職手当の支給率

◎調整額に係るもの 次のイ及びロの合計額

イ) 勤続年数が 25 年以上の職員にあっては、該当区分の調整月額に 50 を乗じた額と、当該区分より 1 号低い区分の調整月額に 10 を乗じて得た額の合算額

ロ) 勤続年数が 10 年以上 24 年以下の職員（調整額を支給しない職員区分に該当する職員を除く）にあっては、当該区分の調整月額の半額に 50 を乗じた額と、当該区分より 1 号低い区分の調整月額の半額に 10 を乗じて得た額の合算額

※なお、退職手当組合について、改訂モデルでは退職手当組合が保有する年度末の資産について加入団体ごとの持分相当額を退職手当組合積立金としてBSの基金等に計上することとなっている。しかし、基準モデルでは企業会計に準ずる財務書類の作成を基本とすることから、他の連結対象法人と同様に退職手当組合の財務書類を使用し連結財務書類を作成する。

- ・賞与引当金は、期末時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当の部分を計上する。  
在籍者に対する 6 月支給予定の期末・勤勉手当総額のうち、前年度支給対象期間（12 月～3 月末まで）／全支給対象期間（6 ヶ月）の割合を乗じた額を計上する。



c.金融資産の計上（貸倒引当金含む）

- ・貸付金、有価証券、出資金、その他の投資（出捐金）、基金・積立金・未収金の計上を行う。
- ・資産のマイナス勘定である貸倒引当金の計上を行う。対象は税・保険料等とし、計上方法は次のとおりとする。

（貸倒引当金の計上方法について）

- ・当期調定額－当期収納済額＝未収残額
- ・未収残額－不納欠損決定額＋還付未済額＝期末債権残高
- ・不納欠損率＝（不納欠損額／債権残高）の3年平均

・  $\boxed{\text{貸倒引当金額} = \text{不納欠損率} \times \text{期末債権残高}}$

これを会計ごとに計算する。

d.負債の計上

会計ごとに公債及び借入金について、流動負債・非流動負債の額を計上する。

計上にあたっては、それぞれの残高、借入（増加）、返済（減少）、振替（流動・非流動間）を計上する。

債務負担行為のうち当該年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われその金額が確定したもの、及びリース債務については、1年以内に支払予定のものは流動負債の未払金及び未払費用に、1年以上先に支払が予定されているものは非流動負債のその他流動負債に計上する。

地方債の償還金については、1年以内に返済期限の到来する償還金については流動負債の公債（短期）に、それ以外は非流動負債の公債に計上する。

e.会計間・連結団体間の相殺

会計間及び連結団体間で次の項目の相殺を行う。

- ・会計間の繰入れと繰出し
- ・法人間の出資金及び出捐金と純資産
- ・法人間の補助金又は負担金の支払いと受取り
- ・法人間の委託料の支払いと受取り

## 5. 財務書類の活用

財務書類は作成すること自体が目的ではなく、行政運営に活用する必要がある。基準モデルで作成した財務書類を具体的には次のように活用する。

### (1) 情報公開に活用

市民などへのアカウントビリティ（accountability:説明責任）を果たすために、作成した財務書類を毎年公開する。

従来から総務省改訂モデルの財務書類を公開していたが、今後は基準モデルの財務書類を公開することとする。

貸借対照表により期末の資産・負債残高を単純明快に公正価値で公表するだけでなく、行政コスト計算書では官庁会計にない発生主義の考え方に基づくデータを掲載することで、いままで見えなかった減価償却費等のコストを明らかにする等の効果がある。

また、基準モデルを採用したことにより、財務書類の様式が改訂モデルよりも企業会計に近いものとなったことで、企業の財務書類を見慣れた方にとっては以前よりも見やすい財務書類になったと考える。

### (2) 管理会計として日々の事業運営及び予算編成に活用

企業会計は、外部の利害関係者に財務書類などにより会計情報を提供する財務会計と内部向けに経営管理に役立つ会計情報を提供する管理会計に分類することができるが、上記「(1) 情報公開に活用」が財務会計としての活用であることに加えて、管理会計の側面でも活用をしていく。

基準モデルに対応した公会計システムの導入により、事業別及び施設別のセグメント分析が可能となったため、これらの分析資料を日々の事業運営及び予算編成に活用する。

#### ①事業別コスト分析

現在でも事業別予算・決算を取り入れているが、新公会計システム導入により、各種引当金繰入といった発生主義のコストを把握するとともに、事業別のフルコストの分析が可能となった（例「表 8 事業別行政コストの出力例」、「表 9 フルコストの把握」）。

ここでいう事業とは、予算でいう事業のことで、実際には予算の事業単位よりも細かい事業も存在するが、それを分析するためには、その細かい事業単位で予算を編成しなおすか、あるいは手作業での分析を行うことが必要となるため、それは今後の研究課題とする。

事業の開始、廃止、変更などの際には、個々の事業について手作業で精緻に分析する必要があるが、財務書類を活用した分析はすべての事業を大きな視点で分析比較し、より効率的に行われている事業を見つけ、その事業をベンチマークとして事業の効率化を進めることを目的とする。

コストに関しては、人件費及び引当金も計上することが可能となっている。なお、この分析では款毎の人件費を、人件費を除く事業費総額に基づき、各事業に配賦配分する。減価償却費も事業に関連したものを事業費に基づき配賦したフルコストの把握が可能となる。これは公正な会計基準である直接費基準にもとづく配賦方法で、内部管理用の管理会計として、効果的な方法である。ほかに手作業で人工から人件費を計上することも可能だが、それはコストが膨大でありかつ、この方法を採用しても数字が恣意的になる可能性がある。

表 8 事業別行政コストの出力例

款名称	02					
項名称	01					
目名称	07：企画調査費					
事業名称	01：企画事務費	02：平和都市宣言関係事業	03：行政管理事務費	04：姉妹都市等交流事業	05：市民まつり事業	・・・
科目名称	金額	金額	金額	金額	金額	
01. 議員歳費						
02. 職員給料	104,305	43,447	56,188	199,166	2,392,953	
03. 賞与引当金繰入						
04. 退職給付費用	10,848	4,519	5,844	20,713	248,867	
05. その他の人件費	151,422	63,073	81,570	289,133	3,473,902	
06. 消耗品費	101,952	75,750	9,108	19,740		
07. 維持補修費						
08. 減価償却費						
09. その他の物件費	142,773	3,001				
10. 業務費				239,220		
11. 委託費		111,278		200,000		
13. その他の経費	130,300	22,000	265,100			
18. 他会計への移転支出						
19. 補助金等移転支出	134,000			513,000	11,677,995	
20. 社会保障関係費等移転支出						
21. その他の移転支出						
総合計	775,600	323,068	417,810	1,480,972	17,793,717	

※上記の金額は出力例である。

表 9 フルコストの把握

現金主義でのコスト		発生主義でのフルコスト
消耗品費、委託費等の各種費用	⇒	消耗品費、委託費等の各種費用
公債費		公債費
給料・手当		給料・手当
—		退職給付引当金繰入額
—		減価償却費

a.事業の効率化

事業別コスト分析を行うことで、費用を明らかにし「見える化」することで一層のコスト削減に努めていく。

また、事業間の比較をして、お互いをベンチマークとしてコスト削減に努めていくとともに、どの事業にコストがかかっているかの分析も行う。

b.負担の公平性確保

今まで目に見えなかった費用を明らかにすることで、手数料等を適正化し、サービス受益者の負担の公平性を確保していく。

## ②施設別コスト分析

新公会計システム導入と固定資産台帳を整備したことで、施設別コストの出力が可能となった（「表 10 施設別コストの出力例」）ため、この分析を行う。現金主義で把握していたコストに加えて、減価償却費の把握が可能となり、さらに、施設に人件費及び事業費を配賦することが可能となりフルコストの把握が可能となった（「表 9 フルコストの把握」）。

施設別コストには管理経費の他、関係の深い事業を関連させ、そのコストも計上することが可能である。

コストに関しては、人件費及び各種引当金、減価償却費も計上することが可能となっている。なお、この分析では、まず人件費を関連した事業毎に事業費で配賦、そののち、施設に関連している事業に紐づいている人件費を施設の期末簿価で配賦し、その他の経費も同様に配賦する。減価償却費は固定資産台帳を基に額を割り当てる。これは公正な会計基準である直接費基準にもとづく配賦方法で、内部管理用の管理会計として効果的な方法である。

表 10 施設別コストの出力例

区分 1	01:施設費用					
区分 2	01:維持管理費 人件費	02:維持管理費 物件費	03:維持管理 費 経費	04:減価償却費	05:維持補修 費	
施設名称	金額	金額	金額	金額	金額	金額
河川	1,465,236	370,606	2,926,060	4,859,010	599,290	10,220,202
本庁舎	32,265,446	28,345,326	4,156,931	76,022,352	8,978,959	149,769,014
平尾出張所	28,795,704	423,286	2,454,564	0	0	31,673,554
若葉台出張所	13,332,289	340,625	157,006	0	0	13,829,920
消費者ルーム	2,981,545	361,130	4,719,010	0	0	8,061,685
水路	4,242,343	1,073,027	8,471,910	24,085,387	2,970,593	40,843,260
大丸地区会館	3,391,882	3,449	3,492,227	2,910,336	358,949	10,156,843
中央公民館	51,198,111	8,498,213	9,871,220	13,359,696	1,647,729	84,574,969
第二公民館	22,673,515	4,044,897	3,986,672	7,760,838	957,190	39,423,112
第三公民館	12,581,567	2,244,520	2,212,210	4,325,040	533,431	21,896,768
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

※上記の金額は出力例である。

### a.施設利用者数とコストを分析

類似施設どうしの施設利用者数とコストを比較分析することで、コストの単純比較のみならず、利用者一人当たりコストが少ない施設を発見し、それをベンチマークとして、効率的な施設の管理運営を探っていく。また、どの施設にコストがかかっているか、利用者あたりのコストがどうであるか等の分析を行う。

b.施設の必要性と施設の経済性を分析

施設の必要性（利用者数・稼働率・法的必要性等）と施設の経済性（再調達価額や施設のコスト等）を座標上に置くことで、施設の方向性の検討を行う。

分析としての一般的な考え方としては次のようなものがある。

表 11 施設の方向性の検討

施設の経済性 施設の必要性	高（低コスト）	低（高コスト）
高	コスト削減、民間資金活用	直営化、集約化、コスト削減、集客力向上、使用料見直し、民間資金活用
低	民営化、売却、貸付	廃止、売却

c.損益分岐点分析

今まで目に見えなかった費用を明らかにし、それを基に費用と収入を分析することで、使用料等を適正化し、施設使用者の負担の公平性を確保していく。

(3) 長期計画等に活用

①財務指標分析

BS、PL等の数字から各種財務指標の分析を行う。代表的な財務指標として次のようなものを算出し、基準モデルを採用する他団体との比較を行い、マクロの視点から市の経営状況が改善されるように努めていく。

表 12 代表的な財務指標

財務指標	算式	概要
純資産比率	純資産／総資産	総資産に占める純資産の割合。 純資産は負債と違い返済不要であることから、この指標が高い程健全であると考えられる。 また、自治体が現に持つ資産が過去分を含む現役世代の負担（純資産）か、将来世代の負担（負債）かの比率でもある。
実質純資産比率	(純資産合計－インフラ資産)／ (総資産－インフラ資産)	インフラ資産を除いた純資産比率。インフラ資産は売却が難しいことから自治体比較ではこちらも用いる。
債務償還可能年数	地方債／(当期純資産変動額＋減価償却費＋直接資本減耗)	分母の額を用いて地方債を償還する場合に何年かかるかの指標。短い方が健全。民間の目安は10年以下とされている。
流動比率	(資金＋財政調整基金)／流動負債	短期の財務状況の評価。今後1年間の支払いに対しての支払い準備の額を表す。1を切った場合には準備が充分でない。
住民一人当り地方債	地方債／住民人口	低い方が財政負担が軽い。
住民一人当り総行政コスト	(経常費用合計＋直接資本減耗)／住民人口	発生主義による費用を含めた一人当りの行政コスト。他自治体と比べて低い方が良いが、高い方が補助・社会保障が充実しているとも考えられる。
住民一人当り人件費	人件費／住民人口	発生主義に基づき退職給付引当金等も含めた人件費を用いる。
住民一人当り減価償却費・直接資本減耗	(減価償却費＋直接資本減耗)／住民人口	事業用資産やインフラ資産の償却・減耗分を表す。

財務指標	算式	概要
住民一人当り補助金等支出	補助金等移転支出／住民人口	－
住民一人当り税収	税収／住民人口	－
住民一人当り補助金収入	補助金等移転収入／住民人口	－
当期純資産変動額	純資産変動額計算書の収支	マイナスの場合は当期の費用を当期の収入で補うことができず、将来世代に先送りしたことを示し、プラスの場合は新しく形成した資産を将来に引き渡したことを示す。
受益者負担比率	業務収益／経常業務費用	住民間の公平性評価の指標。 使用料等の料金設定の公平性を示す。 他自治体よりも低い場合には、検討の余地がある。
住民一人当り社会保障関係支出	社会補償等移転支出／住民人口	住民間の公平性評価の指標。 所得再分配の公平性を示す。 他自治体と差がある場合には検討の余地がある。
自主財源比率	税収／（税収＋補助金収入）	いわゆる自主財源の比率。
資産老朽化率	減価償却累計額／取得価額	資産の老朽化率を減価償却額をもとに計算した指標。 この指標が高いと老朽化が進んでいることになる。
年間資産更新必要額	40年平均資産更新必要額	耐用年数到来時に現行の価格水準で再整備すると仮定した場合の金額を今後40年間分平均した額。
当期固定資産形成額	資金収支計算書の固定資産形成支出額	当期に固定資産形成にかけた額。 この金額が新投資の能力だとすると年間資産更新必要額を上回っている必要がある。
資産更新準備率	（資金＋基金・積立金）／減価償却累計額	将来的に資産の更新に必要なだと考えられる減価償却累計額に対する準備の割合。 民間では減価償却累計額相当額を内部留保として、資産の更新のために準備している。



## ②施設更新必要額シミュレーション

国、地方公共団体共通の課題として、施設（インフラ含む）の更新問題がある。この問題を数字として把握するために、過去に整備した施設の耐用年数終了時に当該施設を現在価格で作りなおすことを想定して、将来の資産更新必要額をシミュレーションする。

また、資産老朽化度（＝減価償却累計額／取得価額）の計算も行い、他の地方公共団体との比較なども進め、今後の資産更新問題に備えていく。

減価償却は現金の支出を伴わない費用であり、資金留保効果がある。しかし、一般的には、発生主義の考え方を取り入れない場合はこの額を把握できずに他の事業にこの額が費やされてきたという面もある。

今後は、こういった数字を見ながら、可能な範囲で公共施設整備基金の積み増しなどを検討していく。

なお、個々の施設・設備について、更新・修繕の必要箇所等を把握する作業については、公会計の資料ではなく維持保全計画（維持保全システム）を活用してミクロのレベルで作業を進めていく。

## 6. 新公会計制度を活用した行政経営（総括）

新公会計制度整備の目的は、財務情報をわかりやすく開示することで外部への説明責任を果たすことと、資産・負債及び費用の適正な管理を通じ地方公共団体内部の経営管理の強化を行うという大きな2点がある。

平成22年度決算まで使用してきた改訂モデルであっても、上記の目的のうち外部への財務情報の開示であれば一定程度可能であった。しかし、基準モデルの導入により外部への情報開示の正確さが飛躍的に高まり、また今までの改訂モデルでは不可能に近かった事業別、施設別の財務分析をすることで、経営管理の強化が可能となった。

まず、外部への情報公開についてであるが、市民にとっては受益と負担の関係を理解しやすくなり、また、他の地方公共団体と比較することで今まで稲城市がどのようなまちづくりを行ってきたか検証することが可能となる。また、政策評価や予算編成と関連づけることで受益と負担の割合の検討や、インフラに対する新規や更新に対する投資判断を行うほか、事業・施設のコストを把握及び分析することで職員のコスト意識の醸成などで適切な経営管理を行えるようになる。

新公会計制度改革によってもたらされる財務書類はそれ自体が目的ではなく、あくまでもツールであり、今後これを行政経営にどのように活かすかが最も重要である。財務書類を個々の職員が読み込み、企業会計的な考え方を持つことで、日々の事業の改善・施設の維持管理等の効率化を進める必要がある。今後も財務書類の作成分析自体に関する費用対効果も考えつつ、引き続き精度の高いものとしていくこととする。

資料

表 13 歳入仕訳変換ルール

単式科目			複式仕訳
款	項	目	
市税	市民税	個人	歳入 租税収入 / 税収
市税	市民税	法人	歳入 租税収入 / 税収
市税	固定資産税	固定資産税	歳入 租税収入 / 税収
市税	固定資産税	国有資産等所在市町村交付金	歳入 租税収入 / 税収
市税	軽自動車税	軽自動車税	歳入 租税収入 / 税収
市税	市たばこ税	市たばこ税	歳入 租税収入 / 税収
市税	都市計画税	都市計画税	歳入 租税収入 / 税収
地方譲与税	地方揮発油譲与税	地方揮発油譲与税	歳入 租税収入 / 税収
地方譲与税	自動車重量譲与税	自動車重量譲与税	歳入 租税収入 / 税収
地方譲与税	交付額	交付額	歳入 租税収入 / 税収
地方譲与税	地方道路譲与税	地方道路譲与税	歳入 租税収入 / 税収
地方譲与税	地方道路譲与税	地方道路譲与税	歳入 租税収入 / 税収
利子割交付金	利子割交付金	利子割交付金	歳入 租税収入 / 税収
配当割交付金	配当割交付金	配当割交付金	歳入 租税収入 / 税収
株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金	歳入 租税収入 / 税収
地方消費税交付金	地方消費税交付金	地方消費税交付金	歳入 租税収入 / 税収
ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税交付金	歳入 租税収入 / 税収
自動車取得税交付金	自動車取得税交付金	自動車取得税交付金	歳入 租税収入 / 税収
自動車取得税交付金	自動車取得税交付金	旧法による自動車取得税交付金	歳入 租税収入 / 税収
国有提供施設等所在市町村助成交付金等	国有提供施設等所在市町村助成交付金等	国有提供施設等所在市町村助成交付金等	歳入 租税収入 / 税収
地方特例交付金	地方特例交付金	地方特例交付金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
地方交付税	地方交付税	地方交付税	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
分担金及び負担金	負担金	民生費負担金	歳入 その他の移転収入 / その他の移転収入
分担金及び負担金	負担金	衛生費負担金	歳入 その他の移転収入 / その他の移転収入
分担金及び負担金	負担金	総務費負担金	歳入 その他の移転収入 / その他の移転収入
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	歳入 業務収益収入 / 自己収入

単式科目			複式仕訳
款	項	目	
使用料及び手数料	使用料	土木使用料	歳入 業務収益収入 / 自己収入
使用料及び手数料	使用料	教育使用料	歳入 業務収益収入 / 自己収入
使用料及び手数料	手数料	総務手数料	歳入 業務収益収入 / 自己収入
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	歳入 業務収益収入 / 自己収入
使用料及び手数料	手数料	土木手数料	歳入 業務収益収入 / 自己収入
使用料及び手数料	手数料	消防手数料	歳入 業務収益収入 / 自己収入
国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	国庫補助金	消防費国庫補助金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	委託金	総務費委託金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
国庫支出金	委託金	民生費委託金	歳入 補助金等移転収入 / 国庫支出金
都支出金	都負担金	民生費都負担金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都負担金	農林費都負担金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都負担金	教育費都負担金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都負担金	消防費都負担金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都補助金	総務費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都補助金	民生費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都補助金	衛生費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都補助金	労働費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金
都支出金	都補助金	商工費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等支出金

単式科目			複式仕訳
款	項	目	
都支出金	都補助金	土木費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	都補助金	教育費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	都補助金	農林費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	都補助金	消防費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	都補助金	消防費都補助金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	委託金	総務費委託金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	委託金	民生費委託金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	委託金	衛生費委託金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	委託金	土木費委託金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
都支出金	委託金	教育費委託金	歳入 補助金等移転収入 / 都道府県等 支出金
財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	歳入 業務関連収益収入 / 受取利息等
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	歳入 業務収益収入 / 自己収入
財産収入	財産売払収入	不動産売払収入	歳入 公有資産(経過勘定)収入 / 公有 資産(経過勘定)
財産収入	財産売払収入	生産物売払収入	歳入 公有資産(経過勘定)収入 / 公有 資産(経過勘定)
寄附金	寄附金	一般寄附金	歳入 その他の移転収入 / その他の移 転収入
寄附金	寄附金	教育費寄附金	歳入 その他の移転収入 / その他の移 転収入
寄附金	寄附金	土木費寄附金	歳入 その他の移転収入 / その他の移 転収入
寄附金	寄附金	民生費寄附金	歳入 その他の移転収入 / その他の移 転収入
寄附金	寄附金	総務費寄附金	歳入 その他の移転収入 / その他の移 転収入

単式科目			複式仕訳
款	項	目	
寄附金	寄附金	土木費寄附金	歳入 その他の移転収入 / その他の移転収入
繰入金	基金繰入金	財政調整基金繰入金	歳入 公有資産(経過勘定)収入 / 公有資産(経過勘定)
繰入金	基金繰入金	公共施設建設基金繰入金	歳入 公有資産(経過勘定)収入 / 公有資産(経過勘定)
繰入金	基金繰入金	長寿社会福祉基金繰入金	歳入 公有資産(経過勘定)収入 / 公有資産(経過勘定)
繰入金	他会計繰入金	他会計繰入金	歳入 他会計からの移転収入 / 他会計からの移転収入
諸収入	延滞金・加算金及び過料	延滞金	歳入 業務関連収益収入 / その他の業務関連収益
諸収入	市預金利子	市預金利子	歳入 業務関連収益収入 / 受取利息等
諸収入	収益事業収入	競艇事業収入	歳入 業務収益収入 / 自己収入
諸収入	雑入	滞納処分費	歳入 業務関連収益収入 / その他の業務関連収益
諸収入	雑入	弁償金	歳入 業務関連収益収入 / その他の業務関連収益
諸収入	雑入	雑入	歳入 業務関連収益収入 / その他の業務関連収益
諸収入	雑入	過年度収入	歳入 業務関連収益収入 / その他の業務関連収益
諸収入	受託事業収入	受託事業収入	歳入 業務収益収入 / 自己収入
市債	市債	土木債	歳入 公債発行収入 / 公債
市債	市債	消防債	歳入 公債発行収入 / 公債
市債	市債	教育債	歳入 公債発行収入 / 公債
市債	市債	臨時財政対策債	歳入 公債発行収入 / 公債

※歳入仕訳変換ルールについては、実務研究会報告書の別表 A6 を元に決定した。

表 14 歳出仕訳変換ルール

単式科目		条件	複式仕訳
節			
報酬	議員報酬		歳出 議員歳費 / 人件費支出
報酬	その他報酬		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
給料	特別職給料		歳出 職員給料 / 人件費支出
給料	一般職給料		歳出 職員給料 / 人件費支出
給料	再任用職員給料		歳出 職員給料 / 人件費支出
職員手当	扶養手当(特別職)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	扶養手当(一般職)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	地域手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	管理職手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	通勤手当(特別職)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	通勤手当(一般職)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	特殊勤務手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	時間外勤務手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	夜間勤務手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	宿日直手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	期末手当(長等)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	期末手当(議員)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	期末勤勉手当(一般職)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	住居手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	子ども手当(長等)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	子ども手当(議員)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	子ども手当・児童手当(一般職)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	管理職員特別勤務手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	休日勤務手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	その他の手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
職員手当	義務教育等教員特別手当		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	議員共済給付金		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	市町村職員共済組合負担金(長等)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	市町村職員共済組合負担金(一般職)		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	健康保険負担金		歳出 その他の人件費 / 人件費支出

単式科目		条件	複式仕訳
節			
共済費	厚生年金負担金		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	労働者災害補償保険等		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	地方公務員災害補償基金負担金		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	給与改定等		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
共済費	人事異動等		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
災害補償費	再雇用職員等災害補償費		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
災害補償費	災害補償費		歳出 その他の人件費 / 人件費支出
退職給与金			歳出 退職給付費用 / 人件費支出
賃金			歳出 その他の人件費 / 人件費支出
報償費			歳出 その他の経費 / 経費支出
旅費			歳出 業務費 / 経費支出
交際費			歳出 その他の経費 / 経費支出
需用費	消耗品費		歳出 消耗品費 / 物件費支出
需用費	燃料費		歳出 消耗品費 / 物件費支出
需用費	食糧費		歳出 消耗品費 / 物件費支出
需用費	印刷製本費		歳出 その他の物件費 / 物件費支出
需用費	光熱水費		歳出 その他の物件費 / 物件費支出
需用費	修繕料		歳出 維持補修費 / 物件費支出
需用費	賄材料費		歳出 消耗品費 / 物件費支出
需用費	飼料費		歳出 消耗品費 / 物件費支出
需用費	医薬材料費		歳出 消耗品費 / 物件費支出
役務費	手数料		歳出 その他の経費 / 経費支出
役務費	通信運搬費		歳出 その他の物件費 / 物件費支出
役務費	保険料		歳出 その他の経費 / 経費支出
役務費	筆耕翻訳料		歳出 その他の経費 / 経費支出
役務費	保管料		歳出 その他の物件費 / 物件費支出
役務費	広告料		歳出 その他の経費 / 経費支出
委託料		60万円以上	歳出 公有財産(経過勘定) / 公有財産(経過勘定)支出
委託料		60万円未満	歳出 委託費 / 経費支出
使用料及び賃借料			歳出 その他の経費 / 経費支出
工事請負費		60万円以上	歳出 公有財産(経過勘定) / 公有財産(経過勘定)支出



単式科目		条件	複式仕訳
節			
工事請負費		60万円未満	歳出 維持補修費 / 物件費支出
原材料費			歳出 消耗品費 / 物件費支出
公有財産購入費		60万円以上	歳出 公有財産(経過勘定) / 公有財産(経過勘定)支出
公有財産購入費		60万円未満	歳出 その他の物件費 / 物件費支出
備品購入費		50万円以上	歳出 公有財産(経過勘定) / 公有財産(経過勘定)支出
備品購入費		50万円未満	歳出 消耗品費 / 物件費支出
負担金補助及び 交付金			歳出 補助金等移転支出 / 補助金等移転支出
扶助費			歳出 社会保障関係費等移転支出 / 社会保障関係費等移転支出
貸付金			歳出 公有資産(経過勘定) / 公有資産(経過勘定)支出
補償補填及び賠償金			歳出 その他の移転支出 / その他の移転支出
償還金利子及び 割引料			歳出 公有資産(経過勘定) / 公有資産(経過勘定)支出
投資及び出資金			歳出 公有資産(経過勘定) / 公有資産(経過勘定)支出
積立金			歳出 公有資産(経過勘定) / 公有資産(経過勘定)支出
寄附金			歳出 その他の移転支出 / その他の移転支出
公課費			歳出 その他の移転支出 / その他の移転支出
繰出金			歳出 他会計への移転支出 / 他会計への移転支出

※歳出仕訳変換ルールについては、実務研究会報告書の別表 A6 を元に決定した。

※金額で条件分けしているものについては、他市の事例を参考に、法人税法基本通達を根拠に 60 万円未満の支出を費用として扱うこととした。(ただし、備品については実務手引を根拠として、50 万円未満のものを費用として扱うこととした。)

表 15 基本耐用年数表（実務研究会報告書等より抜粋）

区分	資産名	耐用年数
有形固定資産	建 物	別に定める
	道 路	48
	橋 梁	60
	区画整理	40
	公 園	40
	防火水槽	30
	河川	49
	水 路	30
	ごみ焼却場	45
	機械及び装置	別に定める
	物 品	別に定める
無形固定資産	商標権	10
	電話加入権	20
その他	下水管きよ	50

※建物については、表 16 建物の耐用年数（実務研究会報告書より）で定める。

※機械及び装置並びに物品については財務省令の耐用年数を用いる。

表 16 建物の耐用年数（実務研究会報告書より）

用途名称	鉄骨 鉄筋 コンクリ ート	鉄筋 コンクリ ート	鉄骨 コンクリ ート	無筋 コンクリ ート	コンクリ ート ブロッ ク	れん が 造	プレスト レス コンクリ ート	フレキ キャスト コンクリ ート	土蔵 造	鉄骨 造	軽量 鉄骨 造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
詰所・寄り場												
作業所・工作室												
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
廊下・渡廊下												
図書館												
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
会館・本館												
音楽堂・ホール												
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15

用途名称	鉄骨 鉄筋 コンクリ ート	鉄筋 コンクリ ート	鉄骨 コンクリ ート	無筋 コンクリ ート	コンクリ ート ブロック	れん が 造	プレスト レス コンクリ ート	フレキ キャスト コンクリ ート	土蔵 造	鉄骨 造	軽量 鉄骨 造	木造
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
技術室・機械室												
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
その他												
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

資料：財務省令：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）」財務省

---

稲城市の新公会計制度  
平成 25 年 10 月発行  
発行・編集：稲城市

---